生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る新旧対照表

(設置)

交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」とい う。) の策定に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置す る。

現行

なお、この協議会は道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する地域公 共交通会議の性格を有するものとする。

第2条 略

(協議事項等)

- 第3条 協議会は次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。
- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に基づく事業の実施に関すること。
- (4)~(6) 略
- 第4条~第8条 略

(会議の運営)

第9条 第1項~第7項 略

第10条~第11条 略

(事務局)

- 第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、生駒市総務部防災安全課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(設置)

第1条 生駒市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共 第1条 生駒市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共 交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。) の策定に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

改正案

なお、この協議会は道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する地域公共 交通会議の性格を有するものとする。

第2条 略

(協議事項等)

- 第3条 協議会は次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。
- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に基づく事業の実施に関すること。
- (4)~(6) 略
- 第4条~第8条 略

(会議の運営)

- 第9条 第1項~第7項
- 8 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意 見の聴取及び替否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うこ とを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び 議決を行うことができるものとする。

第10条~第11条 略

(事務局)

- 第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、生駒市建設部事業計画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第13条~第18条 略

附則

- 1 この規約は、平成21年11月27日から施行する。
- 2 協議会設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成22年7月26日から施行する。

附則

この規約は、平成22年12月16日から施行する。

附則

この規約は、平成23年5月18日から施行する。

附則

この規約は、平成23年7月28日から施行する。

附貝

この規約は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成25年6月5日から施行する。

附則

この規約は、平成26年8月5日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和2年1月8日から施行する。

第13条~第18条 略

附則

- 1 この規約は、平成21年11月27日から施行する。
- 2 協議会設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成22年7月26日から施行する。

附則

この規約は、平成22年12月16日から施行する。

附則

この規約は、平成23年5月18日から施行する。

附則

この規約は、平成23年7月28日から施行する。

附則

この規約は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成25年6月5日から施行する。

附則

この規約は、平成26年8月5日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和2年1月8日から施行する。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。